

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 (略)</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、<u>とう道若しくは電柱等の利用を接続に関して行う場合における次の事項</u></p> <p>イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続</p> <p>(2) 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答（当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。）を受けける手続（他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り（当該</p> | <p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 (略)</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置若しくは保守又は建物、管路若しくは<u>とう道の利用を接続に関して行う場合における次の事項</u></p> <p>イ 他事業者が接続を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 他事業者が接続を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続</p> <p>(2) 他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答（当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。）を受けける手続（他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り（当該設置に応じる</p> |

設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。) の手続を含む。)

(3) (略)

(4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続

ロ 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続に必要な装置の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合にあつては、工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方

場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。) の手続を含む。)

(3) (略)

(4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に他事業者が立会いをする手続

ロ 他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合の工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路又はとう道の場所に関して他事業者が負担すべき正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方法(自己資本利益率の値については接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第五項の規定を

(略)

三〇十一 (略)

ホ (略)

ヘ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額

ト その他他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件

(削除)

法（自己資本利益率の値については接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価の算定方法（自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(略)

四〇十二 (略)

ホ (略)

ヘ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額

ト その他他事業者が接続を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件

三 他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電柱等に設置する場合における次の事項

イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する手続

ロ 他事業者が負担すべき金額

ハ その他他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の条件

準用する。）に準じて計算される金額

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。
- 3 現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致しているものとみなす。